



もっと知りたい  
ちっごの課題

# 常任委員会報告

## ふるさと 納税控除拡大へ

提出された議案を  
くわしく審査!

### 総務文教委員会

委員会では、条例改正2件、補正予算1件、教育予算の確保と充実を求める意見書について審査し、全議案ともに全員賛成にて原案可決した。

〔軽自動車グリーン化特例〕。また住宅用地特例については、現在空き家（老朽危険家屋等）にも適用されている固定資産税の軽減措置の除外等。

〔軽自動車グリーン化特例〕について、燃費基準及び該当する台数比率は、車種741km以下の車は上限29・6km/L、某メーカーの例では現在のところ11%。

〔住宅用地特例（固定資産税の軽減）〕除外に該当する家屋基準は、

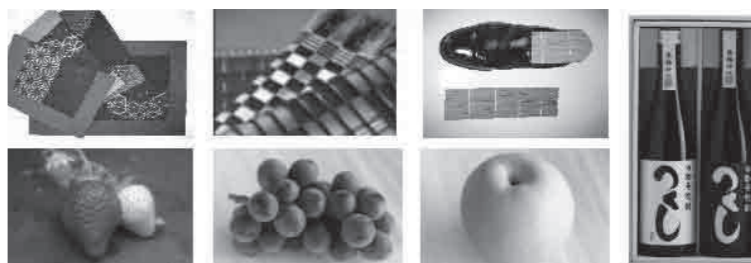
〔保安〕「衛生」「景観」「周辺環境」などに問題のある住宅である。

ふるさと納税控除拡大、軽自動車グリーン化特例の市税収への影響は、

ふるさと納税は、プラスに作用する可能性が高い。軽自動車グリーン化の影響は小さい。

〔筑後市一般会計補正予算〕では、筑後市防災協会等からの寄付金20

0万円の歳入があった。寄付金の内容は、防災協会等からの寄付では、車購入に充ててほしい旨の要望あり。環境にやさしいハイブリッド車を購入予定である。



1万円以上のふるさと納税には筑後の特産品をお礼に

### 建設経済委員会

委員会では、補正予算1件について審査し、全員賛成にて原案可決した。

#### ヤフオクドームで 筑後市デー （仮称）開催

〔筑後市一般会計補正予算〕のヤフオクドーム

公式戦協賛PR事業委託料500万円については平成28年3月のファーム本拠地開業に向け、筑後市の情報をホークスファンへ直接、効果的にPRするため、今年9月29日（火）にヤフオクドームで開催される東北楽天イーグルス戦を「ファーム本拠地・筑後市デー（仮称）」と位置付け、ホークス球団と協力して、



ヤフオクドーム公式戦の様子

開業PRを実施するもの。これまでどれくらい自治体が協賛しているのか。

〔27年度は日向市、伊勢市、鹿児島市、嬉野市、宮崎市、えびの市、久留米市、玄海町、大分市が協賛している。宮崎市、えびの市はキャンプが行われる。日向市、大分市は選手の出身地ということで交流が深い。筑後市は観光ということもあるが、ファームにたくさんの人に来てもらうという目的もある。〕

### 厚生委員会

委員会では、条例改正1件、補正予算1件を審査、2議案とも全員賛成にて原案可決した。

〔筑後市の国保加入者の所得層は他地域と比較してどうか〕。所得200万円以下の世帯が全体の80%を占め、軽減措置該当世帯は全国平均が48%に対し、当市は50%を超えている。

自治体ごとに決定する。自治体は、その財源を国保税として徴収するが、その部分については市に裁量権がある。なお、この議案については、次の3点を附帯意見とした。

〔健康づくり事業へのより一層の予算措置を講じること〕。低所得者層の負担を考慮し、さらなる軽減措置を行うこと。

〔一般会計からの繰り入れを増額すること〕。3連戦の初日になるが、ここで次年度に向けてのPRをしっかりとしていきたい。そのため何か目玉になるような情報発信をすればテレビや新聞などが取り上げてくれるという期待をしている。

今回の改正による増収分553万円と、軽減措置による減収分242万円、差し引き約300万円の増収だが、一般会計からの繰り入れで対応できないのか。

〔今回の限度額の引き上げは、国の法改正によるもの。国保の運営は、国、県の財政支援の中で行うため、国の制度の中で運営せざるを得ない。〕

国民健康保険加入者の皆さんへ

平成27年度の国民健康保険料は次のとおりです

所得区分	①医療分	②後期支拂金分	③介護分
所得区分	ア) (平成26年中の総所得金額等-33万円)×7.9%	イ) (平成26年中の総所得金額等-33万円)×2.5%	ウ) (平成26年中の総所得金額等-33万円)×2.1%
所得区分	イ) 27年度固定資産税額×5%	ロ) 被保険者1人当り8,000円	ク) 被保険者1人当り9,000円
所得区分	ロ) 被保険者1人当り21,000円	ハ) 1世帯当たり6,000円	コ) 1世帯当たり7,000円
所得区分	ハ) 1世帯当たり27,000円	ニ) 1世帯当たり6,000円	カ) 1世帯当たり7,000円
所得区分	ニ) 1世帯当たり27,000円	ヘ) 1世帯当たり6,000円	キ) 1世帯当たり7,000円
所得区分	ヘ) 1世帯当たり27,000円	ホ) 1世帯当たり6,000円	ケ) 1世帯当たり7,000円
所得区分	ホ) 1世帯当たり27,000円	ヘ) 1世帯当たり6,000円	ケ) 1世帯当たり7,000円
所得区分	ヘ) 1世帯当たり27,000円	ヘ) 1世帯当たり6,000円	ケ) 1世帯当たり7,000円
所得区分	ヘ) 1世帯当たり27,000円	ヘ) 1世帯当たり6,000円	ケ) 1世帯当たり7,000円

国民健康保険料(年額の保険料) = ①医療分(ア+イ+ウ+エ) + ②後期支拂金分(オ+カ+キ) + ③介護分(ク+ケ+コ)

国保税限度額85万円へ負担感は増大



「鷹の祭典」を楽しむ来場者